

学会賞審査・倫理委員会規程

(2020年9月25日日本評価学会理事会決定)

改正 2021年3月7日
改正 2022年7月17日
(改正 2024年9月27日)
改正 2025年3月24日

(目的)

1. 学会賞審査・倫理委員会は、日本評価学会会員の研究及び実践活動に対する顕彰、及び研究倫理並びに評価倫理に係る規律保持を通じ、わが国における評価学の普及と発展に寄与することを目的とする。

(学会賞審査・倫理委員会)

2. 学会賞審査・倫理委員会は、学会会員の活動及び成果への顕彰に係る業務、研究倫理並びに評価倫理関連業務を行う。
3. 学会賞審査・倫理委員会は、学会会員7名以内をもって組織する。
4. 学会賞審査・倫理委員長は年1回以上の会合を招集する。学会賞審査・倫理委員長は会合へのオンラインによる参加を認めることができる。

(活動方針)

5. 学会賞審査・倫理委員会は、その目的を達するために以下3項目の活動を行う。
 - (1) 会員の活動に対する顕彰に係る業務
 - (2) 会員の研究及び実践に関わる研究倫理に関する規程の立案に係る業務
 - (3) 会員の評価実践に関わる評価倫理に関する規程の立案に係る業務
6. 本規程の改正は理事会の議を経て行う。

(附則)

1. この規定は、2025年3月24日より施行する。